

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「2-10.11 上衣・ズボン等の着脱」について★★

「上衣・ズボン等の着脱」の介助が行われているかどうかを評価する項目です。

再
確
認

見守り等・・・常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に
必要な行為の「確認」「指示」「声掛け」等のこと。

一部介助・・・「着脱」の際に介助が行われている場合であって、「見守り等」、「全介助」
のいずれにも含まれない場合。

④ 介護者が構えている服に「自ら袖に腕を通す」協力動作がある場合は、服を
構える介助は行われているものの、袖通しは自ら行っていることから、一連の行為
の一部に介助があると判断し、「3. 一部介助」を選択する。

【**要注意**】時候にあった衣類の選択、衣服の準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない。



では、例題をやってみましょう！

【例題1】

夏で蒸し暑いが長袖を着てしまうため、半袖の服に着替えるよう毎朝声掛けをしている。
着脱の一連の行為は、介助なく行うことができる。

☐ 介助されていない ☐ 見守り等 ☐ 一部介助 ☐ 全介助

解説

時候にあった衣類の選択は、着脱の行為に含みません。着脱の一連の行為は介助なく行えているため、「介助されていない」を選択します。

【例題2】

「前後」を逆さに着てしまうことや、上着の袖に足を通そうとするため、毎朝着脱時に
声掛けをしている。

☐ 介助されていない ☐ 見守り等 ☐ 一部介助 ☐ 全介助

解説

衣類の前後や裏表、着る順番がわからない等で、着脱時（動作中）にも声を掛けて指示
している場合は「見守り等」を選択します。

【介護認定の状況】（R3.9.2時点）

7月申請 430件のうち審査会の予定が決まっていない数 6件

8月申請 495件のうち審査会の予定が決まっていない数 187件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 （内線 394・395）